

大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

大河原町総合体育館は、平成6年のオープン以来、町民が様々なスポーツに親しむ場として、また、災害時における指定避難所や各種健診の会場等、町行政の拠点としても幅広く活用されてきた、仙南地区有数の規模を誇る総合スポーツ施設である。しかし、完成から既に30年以上が経過しており、施設の老朽化への対応が急がれるとともに、近年の夏季の著しい高温等により、アリーナや柔剣道場への空調設備の導入も喫緊の課題となっている。

こうした現状を踏まえ、大河原町（以下「町」という。）では、令和7年に「ヒルズはねっこアリーナ（大河原町総合体育館）大規模改修基本方針」を策定し、総合体育館の大規模改修を実施することにより、施設の長寿命化や機能向上を図ることとした。

この要項は、町が大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務（以下「本業務」という。）の委託先を選定するためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とするものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務
- (2) 業務概要 「大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託特記仕様書」を参照すること。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 委託料 （上限額）26,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※提案見積価格書の金額が上記上限額を超過した場合は失格とします。
- (5) 計画概要 「ヒルズはねっこアリーナ（大河原町総合体育館）大規模改修基本方針」等による。

3. 選定について

(1) 選定方法と流れ

大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、参加者から提出された提案書等の書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査するとともに、各参加者からの見積価格に関する審査を行い、委託候補者及び次点候補者を特定します。

ア 第一次審査

参加資格の確認をした上で、各参加者の実績・体制について審査委員会事務局にて採点を行った結果を審査委員会に報告します（応募者多数の場合は、第一次審査評価点の上位3者程度を第一次審査通過者として選定します。）。

第一次審査終了後、速やかに審査結果を第一次審査に係る書類の提出者全員に通知します。審査を通過した参加者には、プレゼンテーション日程等を併せて通知します。

イ 第二次審査

第一次審査の通過者から提出された提案書等に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、その内容を審査委員会で審査します。併せて、参考見積額による審査を行います。

(2) 審査委員会事務局

書類等提出及び問い合わせ先

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19番地

大河原町役場 スポーツまちづくり推進課スポーツ施設管理係（担当：村上・中河原）

T E L 0224-87-8040 F A X 0224-53-3818

e-mail spomachi@town.ogawara.miyagi.jp

※受付等については、役場開庁日の午前9時から午後5時までとします。

(3) スケジュール

実施内容	実施時期
公告	令和8年4月8日（水）
現地見学会参加申込開始	令和8年4月8日（水）
〃 締切り	令和8年4月16日（木）
現地見学会	令和8年4月21日（火）、22日（水）
質疑受付開始（回答は随時行う）	令和8年4月8日（水）
〃 終了	令和8年4月24日（金）
第一次審査書類受付開始	令和8年4月24日（金）
〃 受付締切り	令和8年5月1日（金）
第一次審査結果通知（予定）	令和8年5月12日（火）
第二次審査書類受付開始	令和8年5月14日（木）
〃 受付締切り	令和8年5月29日（金）
第二次審査（プレゼンテーション等）（予定）	令和8年6月中旬
第二次審査結果通知及び公表（予定）	令和8年6月中旬
契約締結（予定）	令和8年6月下旬

(4) 資料の配付

ア 配付資料

- ① 大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項
- ② 大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領
- ③ 大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル様式集
- ④ 大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託特記仕様書
- ⑤ ヒルズはねっこアリーナ（大河原町総合体育館）大規模改修基本方針
- ⑥ 既存建物参考図（平面図、立面図等）

イ 配付方法

本町ホームページに掲載しますので、必要に応じダウンロードしてください。

4. 参加資格等

(1) 参加者の構成等

本プロポーザルの参加者は、次に示す構成とします。

ア 単体企業

イ 構成員数3社以内の共同企業体（以下「JV」という。）

(2) 参加資格

本プロポーザルの参加者は、令和7・8年度大河原町建設工事入札参加資格者（測量・コンサルタント）として登録されている者で、応募時点において次に定める条件を満たす者とします。

ア 宮城県内に本社又は支社（店）等を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

ウ 大河原町建設工事入札参加登録業者等指名停止等要領（平成27年訓令第7号）に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号に基づく更生手続等又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等の開始の申立てがなされていないこと。

オ 大河原町の締結する暴力団等排除措置要綱（平成20年告示第80号）に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。

カ 法人の役員等に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がおらず、また、暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者がいないこと。

キ 大河原町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者でないこと。

ク 次のいずれかに該当する者でないこと。

① 暴力団員がその経営に実質的に関与している者

② 自己又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

③ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ケ 上記カ～クのいずれかに該当する者の依頼を受けて本プロポーザルに参加しようとする者でないこと。

コ 国税・地方税等に対して滞納がないこと。

サ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

シ 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。

ス 参加者がJVである場合は、代表構成員を含む構成員すべてが上記ア～シのすべてを満たしていること。

(3) 設計業務に係る実績要件

本プロポーザルの参加者は、平成18年度以降に日本国内で業務を完了したスポーツ施設（学校体育館等を含む。）で延床面積が1,500㎡以上の建築物の建設、改築又は改修等に係る実施設計業務を、元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。）として履行した実績がある者としてします。

(4) 参加における制限

ア 参加者からの応募は1点のみとします。

イ 連名による応募はできません。

ウ 参加者が単体企業である場合、他の参加者であるJVの構成員（代表構成員を含む。以下本項ウ～オにおいて同じ。）となることはできません。

- エ 参加者がJVである場合、その構成員は他の参加者であるJVの構成員となることはできません。
- オ 参加者が業務を再委託する協力会社は、他の参加者である単体企業及びJVの構成員となることはできません。
- カ 委託候補者に選ばれなかった参加者は、委託候補者の契約に協力会社として加わることはできません。

5. 現地見学会

(1) 申込期間

公告日から令和8年4月16日（木）まで

(2) 申込方法

現地見学会へ参加を希望する場合は、現地見学会参加申込書（様式1）を審査委員会事務局へ電子メール又はFAXにより提出してください。送信後は必ず審査委員会事務局へ連絡し、受信確認を行ってください。

(3) 現地見学会日時等の連絡

現地見学会は令和8年4月21日（火）又は22日（水）のそれぞれ午後1時～5時の間で実施予定です。審査委員会事務局において調整の上、実施時間や集合場所等について現地見学会参加申込書に記載の担当者に対しメール及び電話で連絡します。

6. 質疑及び回答

本業務及び本プロポーザルに関する質疑の受付及び回答は、次のとおりとします。なお、電話等による個別の質問は受け付けません。

ア 受付期間

公告日から令和8年4月24日（金）まで

イ 提出方法

質問書（様式2）に質問内容を記入し、審査委員会事務局へ電子メールにより提出してください。その際、電子メールのタイトルは「大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託公募型プロポーザル質問書」としてください。

ウ 回答方法

本町ホームページへ随時掲載します。

7. 第一次審査書類の提出等

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式3）

イ 事業者（有資格者）状況調書（様式4）

ウ 配置予定管理技術者の経歴書（様式5）

エ 配置予定照査技術者の経歴書（様式6）

オ その他各様式において指定する添付書類

(2) 受付期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月1日（金）まで

(3) 提出方法

審査委員会事務局へ郵送または持参により提出してください。なお、郵送の場合は電話により到達確認を行ってください（誤送等により未着の場合は参加意思なしとみなします。）。

(4) 審査における評価項目

第一次審査における評価項目及び配点は、審査要領によるものとします。

8. 第二次審査書類の提出等

(1) 提出書類（正本1部・副本7部）

ア 技術提案書（様式7）

イ 業務実施方針及び手法（様式8）

ウ 課題に対する提案書（様式9）

※正本は記名・押印（代表者印）したものとし、副本には記名・押印はしないでください。

※用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3はA4サイズに半折りにしてクリップ止めとしてください。

(2) 技術提案課題

ア アリーナ及び柔剣道場の空調設備方式について

イ 利用者に寄り添った工程について

ウ ライフサイクルコストの低減について

(3) 受付期間

令和8年5月14日（木）から令和8年5月29日（金）まで

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 第一次審査の通過者によるプレゼンテーション及びヒアリングを審査委員会で行います。プレゼンテーション及びヒアリングの日時や集合場所等については、別途通知します。

イ 注意事項

①原則として事前に提出した内容への追記・変更は認めません。

②会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従ってください。

③プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき40分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを20分程度で想定しています。

④会場入場後、委員の紹介等を行いませんので、速やかに準備・説明を開始してください。

⑤模型・パネル等の持込みは不可とします。

⑥プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、辞退したものとみなし、原則として審査の対象としません。

9. 審査結果の通知及び公表

(1) 第一次審査の結果

参加者全員に対し文書で通知します。

(2) 第二次審査の結果

第二次審査参加者全員に文書で通知し、委託候補者及び次点候補者に選定された者に対しては選定通知書を送付します。なお、結果については、委託候補者及び次点候補者として選定された者を本町ホームページで公表する予定です。

10. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- ア 提出書類等が本要項の提出方法に適合しない場合
- イ 提出書類等が本要項に示された条件に適合しない場合
- ウ 虚偽の内容が記入されている場合
- エ 選考の公平さに影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- オ 審査委員や審査委員会事務局に不当な働きかけをした場合
- カ その他本要項に違反すると認められる場合

11. 契約

審査委員会事務局は、本プロポーザルにおいて最も優れた提案者と認められた委託候補者と契約交渉を行います。なお、この手続に参加した者が、通知日から委託候補者特定までの間に、町から入札参加資格停止の措置を受けた場合、その者については、この手続に係る特定の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがあります。また、委託候補者に事故等があり、契約交渉が不可能となった場合は、次点候補者を契約交渉の相手方とするものとします。

なお、契約に係る業務内容、履行期間等については「大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託特記仕様書」によるものとします。

12. その他

(1) 辞退について

プレゼンテーション及びヒアリング審査実施通知書を受けた者がこれを辞退する場合は、参加辞退届（様式10）により、審査の日の前日の午後5時までに審査委員会事務局へ郵送又は持参により届け出てください。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利な取扱いを受けることはありません。

(2) 参加に係る費用

本プレゼンテーションの参加に係る費用は、全て参加者の負担とします。

(3) 追加資料等について

提出受付期限以降における提出資料の追加、差替え及び再提出は原則として認めません。ただし、町が提出書類等の確認のため、追加の資料提出を求めた場合はこの限りではありません。また、本業務の実施に当たっては、提出資料に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者を変更することは原則としてできません。ただし、傷病・退職等のやむを得ない理由により変更する場合は、その者が同等以上の技術者であることについて町から承認を得るものとします。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類等は返却しません。

イ 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において複製を作成します。

ウ 提出資料及びその複製は、提出者に無断で審査以外の目的で使用しないものとします。ただし、町は、委託候補者に選定された参加者の提案書等については町広報紙等において公表することとし、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとします。

(5) 異議申立て

審査の経緯及び結果についての異議の申立ては、受け付けません。